

2017年10月25日

お客様各位

株式会社ティエスコミュニティー
代表取締役会長 持田 一夫

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく監督処分について」

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く申し上げます。

さて、この度、弊社は所管監督官庁である国土交通省近畿地方整備局よりマンション管理適正化法に基づく監督処分を下記のとおり受けましたので、ご報告申し上げます。

弊社は、今回の監督処分を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、お客様には大変なご心配、ご迷惑をお掛けしましたこととお詫び申し上げます。

既に再発防止に向けた社員教育及び業務手順の徹底を実施しておりますが、今後もより一層コンプライアンスの強化を図り、お客様の信頼回復に向け社員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 処分年月日

2017年10月20日

2. 処分内容

指示

3. 処分理由

- (1) 従前の管理受託契約と同一の条件で管理受託契約を更新する際に、管理者等に対し管理業務主任者をして、重要事項説明書を交付して説明させなかった。
- (2) 管理事務報告書を管理者等に対し、管理業務主任者をして交付して説明させなかった。
- (3) 元管理業務主任者が管理組合財産を着服することにより、組合財産に損害を与えた。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

株式会社 ティエスコミュニティー 総務部 03-5656-7422

(受付時間 9:10~17:40 土・日・祝を除く)